

野田市水道使用水量認定要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業告示第3号

野田市水道使用水量認定要綱の一部を改正する告示

野田市水道使用水量認定要綱（平成4年野田市水道事業告示第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。